

議第2号

羽島都市計画道路の変更について

(岐阜県決定)

令和3年12月13日提出

岐阜県都市計画審議会 会長

都政第632号の2

岐阜県都市計画審議会

羽島都市計画道路を次のように変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により諮問します。

令和3年11月19日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 古田 肇

羽島都市計画道路の変更（岐阜県決定）

都市計画道路中 3・3・4 号外栗野大浦線を 3・4・4 号外栗野大浦線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・4	外栗野大浦線	羽島市 小熊町外栗野 字宮西	羽島市 正木町 光法寺 2 丁目	羽島市 足近町	5,200m	地表式	2 車線	16m	名鉄竹鼻線と平面交差 幹線街路 3・3・1 号羽島岐阜 線と立体交差 幹線街路と平面交差 4 箇所	
	車線の数の内訳		2 車線			3,200m					
			4 車線			2,000m					

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

外栗野大浦線について、当該地域に必要な交通機能の適切な確保を図るため、当路線の幅員及び線形の変更を行うものである。

羽島都市計画道路の変更に関する補足説明

1 変更内容

名称		変更内容
番号	路線名	
3・4・4	外栗野大浦線	○名称の変更 3・3・4 外栗野大浦線→3・4・4 外栗野大浦線 ○区域及び車線数の変更 変更延長 L=990m (起点～羽島市小熊町4丁目地内) 幅員 W=22m→14～11m 車線数 4車線→2車線 ○代表幅員の変更 代表幅員 22m→16m ○代表車線数の変更 代表車線数 4車線→2車線

2-4

2 関係機関との協議 羽島市

3 縦覧期間 令和3年7月12日 ～ 令和3年7月26日

4 意見書の提出 なし

理 由 書

羽島市では、羽島都市計画区域マスタープランにおいて、「隣接都市間との連絡性を強化するため、橋りょうを含む主要幹線道路の整備促進」及び「都市計画道路については社会経済情勢の変化を考慮しつつ必要性を検証し、適宜見直しを行い、主要幹線道路を中心とした真に必要な道路を優先した効率的な整備を進め、道路網の充実を図る」とし、羽島市都市計画マスタープランにおいても同様の方針を掲げている。

羽島都市計画道路 3・3・4 外栗野大浦線（以下、当路線という。）は、羽島市小熊町外栗野字宮西地内の安八町境を起点とし、羽島市正木町光法寺 2 丁目付近を終点とする延長約 5,200m、幅員 22m、車線数 4 車線の幹線街路である。また、羽島都市計画区域マスタープランにおいて、広域圏と連絡し本区域の東西方向の主軸となる主要幹線道路として位置付けており、広域圏と連絡し本区域の南北方向の主軸となる主要幹線道路である(都)上中岐阜線及び(都)羽島岐阜線と接続するなど羽島市の骨格を成す道路である。

当路線の起点から羽島市小熊町 4 丁目（都市計画道路上中岐阜線）付近までの延長約 990m（以下、当区間という。）は、長良川の架橋部を含め全線未整備であり、道路ネットワークが確保されていないことから、整備の必要性がある。しかし、計画決定当時からの社会情勢の変化にともない、当初見込まれていた交通量が減少する見込みとなることから、道路構造等の見直しが必要である。

今回の変更は、当区間について、車線数の削減、幅員の縮小及び線形を変更するものである。また、幅員の縮小により、代表幅員が変更になるため、路線番号も合わせて変更するものである。

羽島都市計画区域総括図

【3・4・4 外栗野大浦線】

○名称の変更

3・3・4外栗野大浦線 → 3・4・4外栗野大浦線

○区域の変更

変更延長 L=約990m

幅員 22m → 11~14m

○車線数の変更

車線数 4車線 → 2車線

用途地域	外線の縁道路幅員	建築物の高さの制限
第一種住居地域	11m	10m
第二種住居地域	11m	10m
第一種中高層住居専用地域	11m	10m
第二種中高層住居専用地域	11m	10m
第一種商業地域	11m	10m
第二種商業地域	11m	10m
第一種工業地域	11m	10m
第二種工業地域	11m	10m
第一種遊園地域	11m	10m
第二種遊園地域	11m	10m
第一種緑地	11m	10m
第二種緑地	11m	10m
第一種公園	11m	10m
第二種公園	11m	10m
第一種運動公園	11m	10m
第二種運動公園	11m	10m
第一種河川敷	11m	10m
第二種河川敷	11m	10m
第一種埋立地	11m	10m
第二種埋立地	11m	10m
第一種臨海地域	11m	10m
第二種臨海地域	11m	10m
第一種港湾地域	11m	10m
第二種港湾地域	11m	10m
第一種工業団地	11m	10m
第二種工業団地	11m	10m
第一種特別用途地域	11m	10m
第二種特別用途地域	11m	10m
第一種特別第一種用途地域	11m	10m
第二種特別第一種用途地域	11m	10m
第一種特別第二種用途地域	11m	10m
第二種特別第二種用途地域	11m	10m
第一種特別第三種用途地域	11m	10m
第二種特別第三種用途地域	11m	10m
第一種特別第四種用途地域	11m	10m
第二種特別第四種用途地域	11m	10m
第一種特別第五種用途地域	11m	10m
第二種特別第五種用途地域	11m	10m
第一種特別第六種用途地域	11m	10m
第二種特別第六種用途地域	11m	10m
第一種特別第七種用途地域	11m	10m
第二種特別第七種用途地域	11m	10m
第一種特別第八種用途地域	11m	10m
第二種特別第八種用途地域	11m	10m
第一種特別第九種用途地域	11m	10m
第二種特別第九種用途地域	11m	10m
第一種特別第十種用途地域	11m	10m
第二種特別第十種用途地域	11m	10m
第一種特別第十一種用途地域	11m	10m
第二種特別第十一種用途地域	11m	10m
第一種特別第十二種用途地域	11m	10m
第二種特別第十二種用途地域	11m	10m
第一種特別第十三種用途地域	11m	10m
第二種特別第十三種用途地域	11m	10m
第一種特別第十四種用途地域	11m	10m
第二種特別第十四種用途地域	11m	10m
第一種特別第十五種用途地域	11m	10m
第二種特別第十五種用途地域	11m	10m
第一種特別第十六種用途地域	11m	10m
第二種特別第十六種用途地域	11m	10m
第一種特別第十七種用途地域	11m	10m
第二種特別第十七種用途地域	11m	10m
第一種特別第十八種用途地域	11m	10m
第二種特別第十八種用途地域	11m	10m
第一種特別第十九種用途地域	11m	10m
第二種特別第十九種用途地域	11m	10m
第一種特別第二十種用途地域	11m	10m
第二種特別第二十種用途地域	11m	10m

都市計画区域指定	昭和19年6月28日	昭和29年4月1日
市街化区域	昭和40年3月31日 岐阜県告示第286号	
都市計画道路	平成6年9月20日 岐阜県告示第386号	
	昭和48年8月28日 岐阜県告示第2420号	
	昭和54年10月16日 岐阜県告示第810号	
	昭和60年4月1日 岐阜県告示第626号	
	平成2年10月16日 岐阜県告示第708号	
	平成5年10月13日 岐阜県告示第325号	
	平成12年1月7日 羽島市告示第1号	
	平成13年5月25日 岐阜県告示第334号	
	平成19年3月9日 羽島市告示第56号	
	平成19年3月9日 羽島市告示第22号	
	平成22年4月22日 羽島市告示第61号	
用途地域	昭和29年7月23日 岐阜県告示第987号	
	昭和61年5月2日 岐阜県告示第451号	
	平成6年6月20日 羽島市告示第48号	

大垣都市計画道路
寺内安八線

大垣都市計画区域

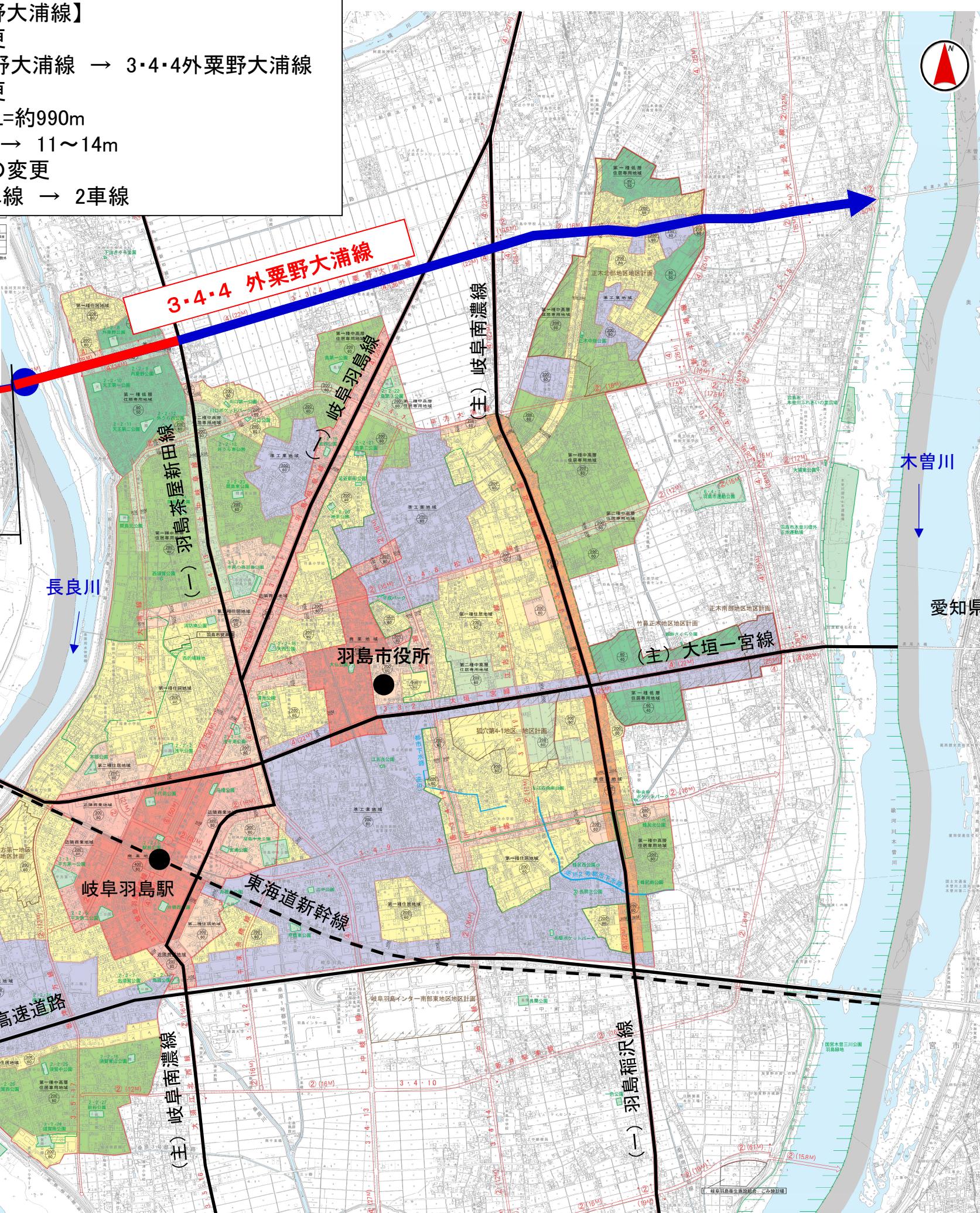
安八町

長良川

岐阜羽島駅

名神高速道路

(主) 岐阜南濃線



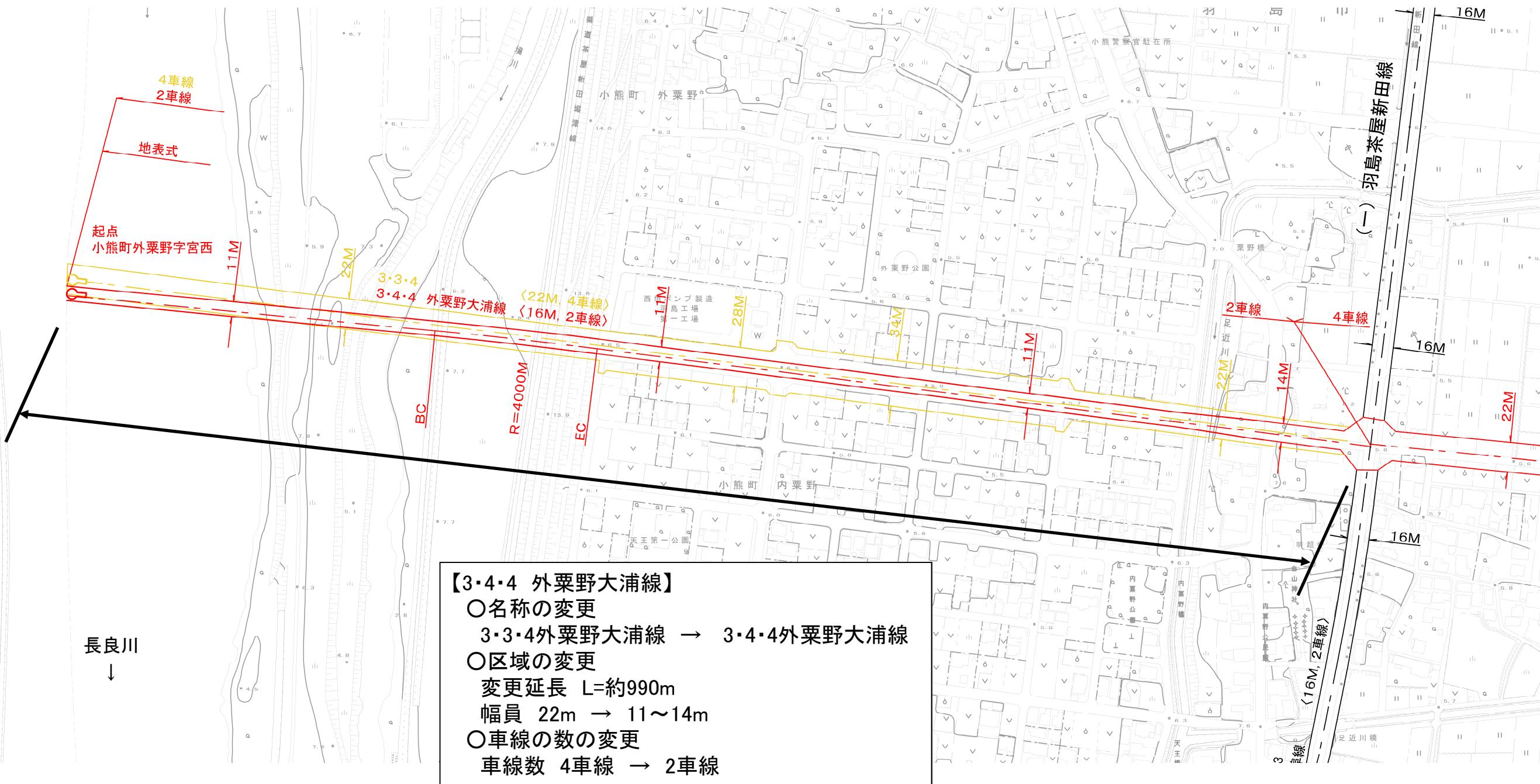
木曾川

愛知県

【凡例】
対象路線 —
変更区間 —

羽島都市計画道路の変更 (岐阜県決定)

計画図



【凡例】
 変更後 ———— (Red line)
 変更前 ———— (Yellow line)

長良川
↓